

[事案 2020-128] 契約無効請求

・令和2年11月26日 裁定終了

<事案の概要>

無事故の場合に割引となる特約が付加されているものと誤解して契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成15年6月に契約した終身医療保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)本契約は、自分の母が募集人と話して加入したもので、自分には何の説明もなかった。申込書に署名をした覚えもない。
- (2)母から、10年経てば保険料が安くなると聞かされており、そのように思っていたが、10年経っても保険料が安くないため保険会社に確認したところ、無事故の場合に割引となる特約を付加していないことが分かった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申込書は、申立人の筆跡と比べると、署名や数字が酷似しており、本人の自署と推察される。申立人自身も、最終的には自身の筆跡に似ているが断定できないと述べていた。
- (2)設計書には、契約から10年経過後も同一保険料であることが明記されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、特約が付加されているものと誤解していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。